

議案第59号

養父市栗ノ下高齢者交流センター設置及び管理条例を廃止する条例の制定について

養父市栗ノ下高齢者交流センター設置及び管理条例を廃止する条例を次のように定める。

令和2年8月25日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市栗ノ下高齢者交流センター設置及び管理条例を廃止する条例

養父市栗ノ下高齢者交流センター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第169号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。